

地方自治体の平和啓発事業と学校教育との協同

村上 登司文

京都教育大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

Cooperation between Peace Enlightenment by Local Governments and School Education

Toshifumi MURAKAMI

Kyoto University of Education

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

The peace policy that local governments perform is authorized by the budget request and approval in the assembly. I study an association between peace enlightenment by

local governments and peace education in schools.

There are a lot of local governments that declare non-nuclear weapon policy. The declaration ratio is considerably high with 85% among local governments in Japan, but the ratio of the local governments joining the National Council of Japan Nuclear Free Local Authorities is low with 17%. This paper considers peace policies of the local government which declare non-nuclear weapon. Firstly, this paper clarifies the situation of peace policies of the local governments. Secondly, it considers the cooperation between peace enlightenment by local governments and peace education in schools.

This paper found some tendencies of the positive local governments for peace policy. 1) Many of them declare peace declaration such as non-nuclear weapon declaration. 2) They have peace regulations or peace laws. 3) Some of them have peace monetary foundation. 4) They have peace museums. 5) They have positive local governments in nuclear free policy in their neighborhood.

The peace policy by local governments is available in school education. For the peace enlightenment policy targeted for school children, there are four types such as a hold type, an offer type, a dispatch type, and a support type. The pupils and students in schools attend peace meeting and they apply for the peace contests by local governments. School teachers can use the materials for peace education which local governments have produced. It can be said that it is effective to deepen the cooperation between peace enlightenment by local governments and peace education in schools.

1. 平和教育と平和啓発

平和教育の研究においては、「戦争に反対する教育」だけでなく、「平和をつくる教育」についてもその実践を進めていく必要がある。グローバル化が進む近年、生活の在り方として「世界的視野で考え地域に根ざして行動する」とよく言われる。平和教育においても、そうした意識を持った子どもを育てるために、学校と地域社会がいかに協働できるかについて明らかにしたい。

地方自治体が行う平和事業は、予算化されてそれが議会で承認される点において「公的支持（オーソライズ）」を得ている。地方自治体の平和事業と学校の平和教育の関連を明らかにすることは、学校教育における平和教育の役割を確認し、実践をより豊かにするために効果的と言えよう。

平和をつくる教育では、子どもや学校の「社会力」が必要とされる。本稿では社会力を、社会をより望ましい方向に変えていく力とする。住民が生活する身近な地方自治体において、どのような平和施策が実施されてきたかに着目する。行政による平和施策の中には、地域住民を対象として行われる平和啓発があり、平和啓発事業そのものが地域に根ざした活動と言える。学校の平和教育は、そうした自治体による平和啓発事業を活用することができよう。学校での平和教育と地域社会での平和啓発とが連携を深めることによって、平和な社会をつくるのが促進されるのではないだろうか。

地方自治体による平和啓発の概念を本稿では、「平和啓発とは、住民の間に平和尊重の理念を普及させ、及びそれに対する住民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう」と捉える¹。啓発とは、人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くことである²。平和啓発の作用

¹ 参考として、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000)の定義によれば、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されている。

² 現在の日本社会では、下記のように多くの分野で社会啓発が行われている。

生活・習慣：人権擁護、食習慣（減塩、低カロリー）、生活排水
環境：節電、ゴミの分別、リサイクル・ゴミの減量
教育・保健：早寝早起き朝ご飯運動、ガン検診、うがい・手洗い
安全：防犯意識の向上、防災意識、耐震改修、交通安全意識

や効果としては、戦争体験を継承し、戦争被害者に対して共感的に理解し、平和のための貢献活動に参加し、反平和的な動向に対して注視するように、住民の多くが啓発されることがめざされる。

本稿は、非核宣言をした地方自治体の平和事業を取り上げて、①非核宣言自治体協議会に加入する自治体の平和事業の実態を明らかにし、②学校と地方自治体が協同して行う平和教育・啓発について考察することを目的とする。

2. 地方自治体の平和事業の展開

学校内で特定の教育を実施するには、学校外からの公的支援（オーソライズ）が必要といえよう。つまり、教師が特定の教育を教室で実践するためには、実施の根拠と見なせるものが求められる。

表1 地方自治体と国における平和教育・啓発に対するオーソライズの指標

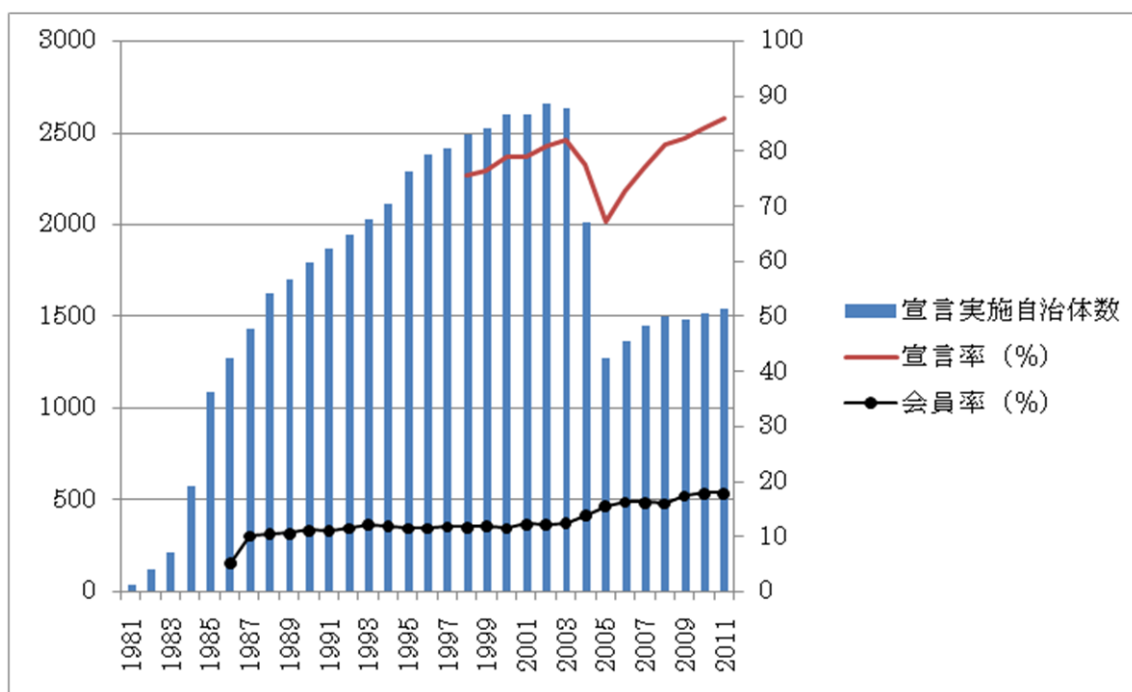
	地方自治体	国	
宣言・条例	平和宣言、平和条例	憲法、法律、国会決議、	
政策・施策	平和政策、平和事業 平和基金、平和担当部署	通達、指針、学習指導要領	
首長の関心	平和施策の推進	首相談話、首相の演説・式典出席	
加入	日本非核宣言自治体協議会 平和市長会議 世界連邦自治体全国協議会		
平和事業	開催	展示会、平和集会、式典	全国大会
	構造物	資料館、記念碑、宣言広告塔	資料館、記念碑・メモリアル
	印刷物	手引書、事例集	手引書
	授賞、表彰	コンクール、平和賞	
	記念日	平和の日、慰霊の日	終戦記念日、平和祈念日

表1に示すように、国による平和教育・啓発に対する法的オーソライズとしては、日本国憲法と教育基本法がある。文部科学省が告示する学習指導要領に記載されていれば、その実施は必修となる。教育領域によっては、文部科学省から指導の手引き書、通達、指針などが出る場合がある（例えば、環境教育や

国際理解教育では手引き書がある)。他方、市町村などの地方自治体においても、平和教育や平和啓発に対してオーソライズすることができる。

平和宣言の中で、国内の自治体により最も数多く宣言されているのが非核宣言である³。ヨーロッパで米ソの核軍拡が進み反核平和運動が高まる中、イギリスのマンチェスター市が1980年に世界で最初の非核都市宣言を行った。それをきっかけとして1980年代初頭に非核宣言自治体運動がヨーロッパに広がり日本にも伝えられた。

図1 非核宣言を行った自治体数、および宣言率と会員率



注：宣言率＝非核宣言実施自治体数／自治体総数×100

会員率＝協議会会員自治体数／宣言自治体数×100

出典：非核宣言自治体協議会からの資料より作成。

³ 地方自治体が平和の尊さを訴え世界連邦運動に賛同を表す「世界連邦都市宣言」は1950年に、京都府綾部市において初めて宣言された。その後、東京都、大阪府、京都府など多数の自治体が議会の議決をもって世界連邦平和自治体であることを宣言した。これらの宣言自治体の連絡や提携をはかるために「世界連邦自治体全国協議会」が1954年に結成され、2006年現在、142自治体（9府県75市区54町4村）が加入している。

地方自治体による非核宣言運動は 1980 年代を通じて国内で広がり、特に 1985 年以降に急速に広がった⁴。1984 年 8 月に発足した「非核都市宣言自治体連絡協議会」は、1990 年に日本非核宣言自治体協議会と改称した（表 2 参照）。2000 年代に入って「平成の大合併」が進行するが、合併前の自治体宣言は合併後には無効となり、宣言自治体数が大幅に減少し、2006 年には宣言率が 67%まで低下した。合併した自治体でも、その後に協議会からの働きかけにより再び宣言したので、近年では宣言率が増えている。2011 年の時点で、全国 1794 自治体のうち宣言自治体は 1540（85.8%）に上っている⁵。ただし、非核宣言自治体協議

表 2 日本非核宣言自治体協議会の歩み

1980.11	英国のマンチェスター市が世界で最初の非核都市宣言を行う。
1984.8	非核都市宣言自治体連絡協議会結成総会を府中町（広島県）で開催。
1990.8	総会において協議会名称を「日本非核宣言自治体協議会」に改称。
1991.3	協議会の活動報告書「あゆみ」を発行。
1992.3	協議会会報「ちかい」を発行。
1992.11	第 6 回国際非核自治体会議の開催・運営に協力（神奈川県）。
1994.6	日本政府に対し、核兵器が違法である旨の陳述書を国際司法裁判所に提出するよう要請。
2000.4	会長に長崎市長就任。
2001.9	協議会ホームページを開設。
2002.6	日本政府に対し、非核三原則の法制化を求める緊急要請。
2003.4	設立 20 周年記念事業として全国 9 ブロックで巡回原爆展を開始。
2005.8	総会・全国大会を広島市で開催、第 6 回平和市長会議に参加。
2008.8	親子記者事業を開始 ⁶ 。
2009.8	ミニミニ原爆展、姉妹都市原爆事業を開始する。
2010.11	マンチェスター非核都市宣言 30 周年記念式典へ参加。

⁴ 1958 年に愛知県半田市議会が、全国で初めて市の核非武装を決議した。日本非核宣言自治体協議会は、自治体同士の連帯を目的に結成され、府県としては唯一の神奈川県と、274 の市区町村が協議会に参加している。

⁵ 2011 年 9 月現在、都道府県においては 41 の道府県で非核宣言を行っており、していないのは青森県、栃木県、東京都、岐阜県、新潟県、兵庫県の 1 都 6 県のみである。

⁶ 事業を紹介する親子記者新聞として、日本非核宣言自治体協議会「ナガサキピース・タイムズ」が発行されている。

会の会員となっているのはそのうち 275 (17.9%) のみである。

自治体による非核宣言文は、地域住民の非核平和理念を確認したものといえる。それらは地域社会で実施される平和教育・啓発をオーソライズする働きがあるといえよう。

非核宣言の内容について、分析対象の 272 宣言文をキーワード分析する。まず、宣言タイトルに入っている用語には共通性がある。宣言タイトルには、「非核、非核武装、非核兵器、核兵器廃絶」(86% : 出現率、以下同じ)、「平和都市、平和自治体、平和の町、世界平和都市」(82%)、「宣言した都市、町の名前」(35%)などの用語が組み合わされている。最も多い名称は「非核平和都市宣言」であることから、非核宣言が平和宣言であることを示唆している。ユニークなものとして、『『平和を』の都市宣言』(島根県雲南市)がある。

つぎに、非核宣言本文の内容を見ていくと、そこにはいくつかのキーワードが使用されている。そのキーワードをつないで宣言内容を概観すると次のようになる。

1) 現在の世界は「核軍拡、核軍拡競争」(36%)の状況にあり、日本は「広島・長崎」(41%)に原爆を落とされ「被爆国、核被爆国、被爆体験、被爆者」(69%)であるので、「平和憲法、日本国憲法」(43%)を基に恒久平和をめざし、「非核三原則」(62%)を守って「核兵器廃絶、核兵器廃止、軍縮」(96%)を進めなくてはならない、と述べる宣言内容である。

2) 平成になって以降に発せられた宣言文には、特に 2000 年以降の世界情勢の影響を受けて、「地域紛争、局地紛争」「テロ」の言葉を本文内に用いたものが見られる。非核宣言は内容的には平和宣言といえ、90%以上が非核平和実現への貢献を誓うものである。非核宣言を行うことは、自治体の決意表明とも取れるので、宣言後に平和事業の具体化につながる性質を持っているといえよう。

表3 自治体によるオーソライズの年表（平和条例、平和基金、平和の日など）⁷

1949	広島平和記念都市建設法を国会議決
1985	核兵器廃絶広島平和都市宣言
1994	広島平和記念資料館条例
1949	長崎国際文化都市建設法を国会議決
1989	長崎市民平和憲章
1995	ながさき平和の日条例（ながさき平和の日は8月9日）
1950	京都府綾部市にて日本で初めて「世界連邦都市宣言」
1960	渋谷区世界連邦都市宣言
2002	平和・国際都市渋谷の日の条例（「平和・国際都市渋谷の日」は10月1日）
1974	沖縄県慰霊の日を定める条例（慰霊の日は6月23日）
1975	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例
1982.3.25	（広島県府中町）日本で初めて「非核町宣言」
1982	日野市核兵器廃絶・平和都市宣言
1988	東京都日野市【平和基金条例】
1982	藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言
1989	神奈川県藤沢市【平和基金条例】（積み立てる額は5億円）
1995	藤沢市核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例
1982	（中野区）憲法擁護、非核都市の宣言
1990	中野区における平和行政の基本に関する条例
1982	（読谷村）非核宣言
1991	読谷村平和行政の基本に関する条例
1982	三鷹市非核都市宣言
1992	三鷹市における平和施策の推進に関する条例
1982	（川崎市）核兵器廃絶平和都市宣言
2005	川崎市平和館条例
1983	（苫小牧市）核兵器廃絶平和都市宣言
2002	苫小牧市非核平和都市条例
1984.8	非核都市宣言自治体連絡協議会結成総会を府中町（広島県）で開催
1984.9	（市川市）核兵器廃絶平和都市宣言
1989	千葉県市川市【平和基金条例】
1985	（十日町市）非核平和都市宣言に関する決議
1988	新潟県十日町市【平和基金条例】（3000万円以内を基金の基本額）
1985	（世田谷区）平和都市宣言
1990	東京都世田谷区【平和基金条例】

⁷ 表3に記載した以外の平和の日として、1990年の東京都平和の日条例（東京都平和の日は3月10日）。また、1990年の各務原市平和の日を定める条例（岐阜県）（6月22日を平和の日）がある。

- 1985 (浦安市) 非核平和都市宣言
 - 1991 千葉県浦安市【平和基金条例】
- 1985 世界平和都市宣言
 - 1993 千葉県松戸市【平和基金条例】(基金の額 1 億円)
- 1985 板橋区平和都市宣言に関する決議
 - 1995 東京都板橋区【平和基金条例】
- 1985 (取手市) 非核兵器平和都市宣言
 - 1995 茨城県取手市【平和基金条例】
- 1985 北谷町非核宣言
 - 1995 北谷町民平和の日を定める条例(北谷町民平和の日は 10 月 22 日)
- 1985 非核平和都市品川宣言
 - 1986 東京都品川区【平和基金条例】
- 1986 (秦野市)「平和都市」を宣言
 - 2008 秦野市平和の日は毎年 8 月 15 日
- 1986 倉敷市平和都市宣言
 - 2006 倉敷市国際平和交流の推進に関する条例
- 1989 (宝塚市) 非核平和都市宣言
 - 1995 兵庫県宝塚市【平和基金条例】
- 1994 埼玉県川越市【平和基金条例】
 - 2005 小江戸かわごえ平和都市宣言・2005
- 1995 佐倉市平和行政の基本に関する条例
 - 1995 (千葉県佐倉市) 平和都市宣言(上記条例に規定)
- 1996 平和国際交流の町宣言
 - 2001 岩手県金ケ崎町【平和基金条例】(金ケ崎町平和国際交流基金条例)
- 2001 気仙沼市平和行政の推進に関する条例
 - 2006 (気仙沼市) 非核平和都市宣言
- 2001 西東京市平和推進に関する条例
 - 2002 (西東京市) 非核・平和都市宣言

参考資料：「全国に 32 の平和条例」⁸

地方自治体の中には、事務組織に平和を担当とする部署を置く自治体があり、わずかではあるが「平和」を課や室名に使用している自治体がある。市レベルでは、広島市市民局国際平和推進部平和推進課、長崎市役所原爆被爆対策部平和推進室、倉敷市役所総合政策局国際平和交流推進室、伊丹市役所市民部同和・人権室国際・平和課、焼津市役所総務部総務課平和都市推進室、などがある。

⁸ 参考 URL は、<http://kunitachi.dreamlog.jp/archives/50945038.html> (2011.9 にアクセス)

県レベルでは、長崎県庁知事公室国際課平和推進・国際協力班、沖縄県文化環境部平和・男女共同参画課、などがある。広島県の場合は、広島県庁地域政策局国際課が平和貢献事業を担当している⁹。

自治体によっては、平和賞を授賞することにより、平和を啓発する自治体がある。管轄の地域外の人々も授賞対象としたものとして、広島市は1989年よりヒロシマ賞（3年おき）を人類平和に貢献したと認められる創作・活動を行った個人あるいはグループに授賞している。沖縄県は2002年より沖縄平和賞（隔年）を、堺市は2008年より自由都市・堺平和貢献賞（隔年）を、焼津市は2010年より焼津平和賞（毎年）を授賞している。こうした授賞は、その地域のマスメディアで報道されて人々の関心を集めるので、平和貢献への動機付けになり平和啓発の働きをしているといえよう。

3. 平和啓発事業の実態

日本全体で自治体の8割以上が非核宣言を行っており、日本においては核兵器廃絶や非核防衛政策の主張は偏っているとは見なされない。非核宣言自治体協議会加入の地方自治体が行う平和事業の多くは、地域住民に対する非核平和の啓発を目的としている。地方自治体がオーソライズした平和啓発事業であれば、学校（教師）は子どもたちを安心して参加させることができる。平和教育の実施に対しては、政治的に偏っていると批判されることがある¹⁰。自治体の平和啓発事業と学校の平和教育実践を重ねることができる場合は、教師達は学校外部からの批判を恐れずに平和教育を実践することが可能となる。

自治体の首長や政党の政策により、施策が決まり、それに基づいて事業を行う。事業を行うには、その理念や目的が必要であり、その個別の目標を達成す

⁹ 広島県庁地域政策局の国際課が担当する所管事項は、国際交流、国際協力、平和貢献の推進、旅券、多文化共生社会づくり、留学生受入促進、などである。

¹⁰ 自衛隊や日米安保条約、沖縄の米軍基地問題、日本による戦争加害については、取り上げ方によっては批判されることがあり、内容を扱う上で難しさがある（参考：村上 2009、169-193頁）。

るために事業を計画し予算をつけて実施する。地方自治体が行う平和事業の予算規模は、自治体により大きく異なる¹¹。

表4は、非核宣言自治体協議会に加入する自治体について、2010年度の平和事業額を多い順に並べたものである。協議会への事業報告書に記載された平和事業には、当然ながら非核平和事業への偏りが見られる。表4によれば。原爆被爆都市で平和都市建設事業を行ってきた広島市（5億8千万）と、長崎市（2億5千万）が突出して多いことがわかる。次に平和資料館を持つ堺市や長岡市が続く。その後には東京都の二つの区が続く。それ以外では、平和資料館を持つ吹田市と水戸市の自治体の平和事業額が高くなっている。また、全国を応募対象として平和賞を授賞する焼津市や、島根県雲南市の平和事業額も多い。

表4 非核宣言自治体（区市町村）の平和事業費<2010年度分>

自治体	事業額(千円)	人口一人当たり事業額(円)	事業内容など(千円)
広島市	583,983	497	広島平和記念資料館の管理運営費(453,135)を含む。
長崎市	255,319	576	長崎原爆資料館の運営費(172,446)を含む
堺市	44,666	53	堺市立平和と人権資料館の事業費(16,143)を含む。
長岡市	26,699	94	長岡戦災資料館運営業務費(22,647)を含む。
港区	18,397	90	長崎現地派遣の青年団事業など13の事業を行う。
新宿区	14,105	43	平和の集いなど8の平和事業を行う。
吹田市	12,525	35	平和祈念資料室の管理運営費(11,197)を含む。
三鷹市	9,264	50	憲法・平和事業の総額。
水戸市	9,003	33	水戸市平和記念館の事業費(6,124)を含む。
札幌市	8,521	4	原爆展や被爆体験の講話を行っている。
藤沢市	6,290	15	平和学習長崎派遣事業(4,700)を含む。
焼津市	5,662	40	「焼津平和賞」の事業費(2,400)を含む。
雲南市	5,547	132	全て「永井隆平和賞」の事業額(予算)。
鹿児島市	4,642	8	平和都市宣言啓発事業。
松本市	4,580	19	広島平和記念式典等参加事業(2,880)を含む。
浦安市	4,143	25	ナガサキピースフォーラム派遣事業(1,980)を含む。
宝塚市	4,202	19	「平和」みる・きく・伝える展事業費(1,238)を含む。
*北谷町	3,952	145	町長室主管で広島長崎学習派遣や平和祈念祭実施。

¹¹ 池尾の1994年と1995年の全国の地方自治体に対するアンケート調査によれば(回収率83.2%)、「平和」に関する予算は、非核宣言の理念を広く地域住民や社会に対して啓発することを目的とする予算項目であると認識されている。平和事業の中心は、人々に戦争体験を伝え、二度と戦争をしてはならないという反戦意識を啓発する活動とされる。また、それに付随して、戦争の被害調査などの学術的調査や戦争体験記の収集・編集などを行ったり、平和資料館や戦災復興記念館などの設置という形での事業にも取り組んでいる、と述べられている(池尾1997)。

宇治市	3,392	18	宇治市平和都市推進協議会で実施。
*沖縄市	3,225	25	広島平和大使派遣事業(908)を含む。
北九州市	2,936	3	「嘉代子・親子桜」植樹式(1,692)を含む。
小山市	2,809	17	広島平和記念式典中学生派遣事業(2,100)を含む。
新潟市	2,780	3	広島平和記念式典中学生・留学生派遣研修(2,520)。
相模原市	2,500	3	全て「市民平和のつどい」の事業額(予算)。
山形市	2,332	9	平和コンサート(1,312)、平和劇場(1,020)など。
枚方市	2,275	6	枚方平和教育シンポジウム、平和の日記念事業など。
上越市	2,261	11	広島平和記念式典への参加(1,082)を含む。
*西原町	2,249	65	平和音楽祭の事業費(1,386)を含み9の事業を行う。
甲府市	2,314	12	広島への市民および中学生派遣事業(1,851)を含む。
*宜野湾市	2,133	23	長崎への平和学習派遣事業(1,151)を含む。
富田林市	2,064	17	平和を考える戦争展(1,964)を含む。
以下省略			

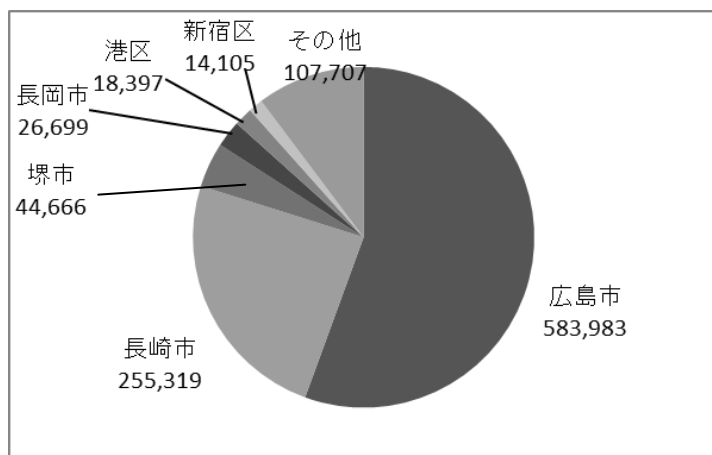
注1：合計200万円以上の平和事業費を計上している自治体を表に掲載した。

注2：「人口一人当たり事業額」は、2010年度の事業額を2010年の当該区市町村の人口で割った金額である。

出典：日本非核宣言自治体協議会事務局「平成22年度平和事業調査」より作成。

表4の平和事業額トップ31の地方自治体(市町村)の中に、沖縄県内からは4自治体がランクインしている(*で示した)。特に北谷町と西原町は町なので、自治体の人口規模に比べると、平和事業額において相対的に高い支出を示し、「人口一人当たり事業額」が高くなることわかる。

図2 平和事業費における区市町村別の占有率<2010年度分>

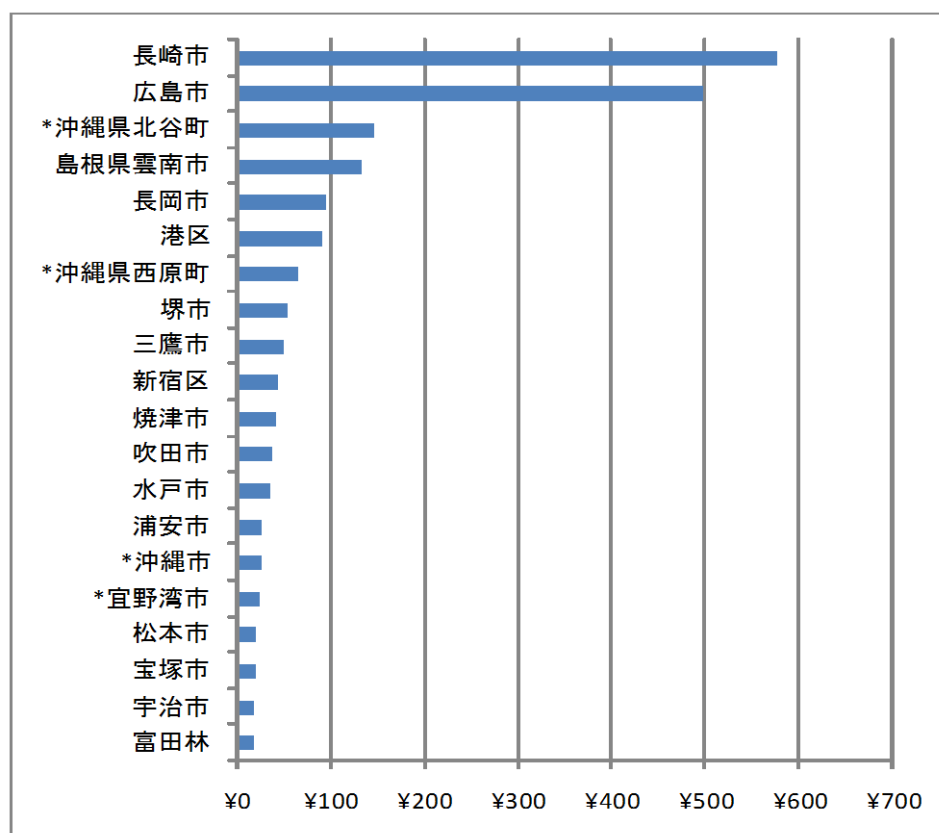


注1：単位は千円、合計200万円以上の平和事業費を計上している自治体のみでグラフを構成した。

注2：図中の「その他」はトップ7位の吹田市から31位の富田林までを合計した金額である。

出典：日本非核宣言自治体協議会事務局「平成22年度平和事業調査」より作成。

図3 人口一人当たり平和事業額（区市町村別）〈2010年度分〉



注：*は沖縄県内の市町を示す。

出典：日本非核宣言自治体協議会事務局「平成22年度平和事業調査」より作成。

非核宣言自治体協議会の報告書によれば、事業費が最も多い広島市の主な平和事業の分類には、①被爆体験継承プログラム、②核兵器廃絶に向けた取り組みの推進、③平和の創造、④市民が作り出す平和の推進、と四つの柱がある。次に事業費が多い長崎については、平和事業として18事業も掲載されている。その中に含まれるものに、青少年ピースフォーラム（県外の児童生徒の受入事業）、少年平和と友情の翼（生徒の派遣事業）、青少年ピースボランティア育成事業、などが含まれる¹²。

日本非核宣言自治体協議会への加入自治体を実施している平和事業を分類すると、表5の様に多様な事業が見られる。

¹² 長崎市平和推進課 2011『核兵器のない未来のために』

表5 地方自治体の平和事業の分類

目的・機能	平和事業内容	例
広報	広報	発信する、知らせる、広報品の配布
開催・開設	資料の展示 講演会等の開催 記念式の開催 イベントの開催 資料館の開設 記念物の設置	パネル・写真展示、関連図書の展示 講演会、シンポジウム 戦没者追悼式、慰霊祭 平和集会、コンサート、アニメ上映 平和資料館・博物館、資料コーナー 記念碑、メモリアル、広報塔
募集・表彰	作品を募集 表彰する	メッセージ、書、絵、ポスター、体験手記、漫画 平和賞などで評価する
実地見学・派遣	実地見学	住民の派遣、平和施設の見学
支援（提供、補助、研究）	学習機会の提供 補助金 編纂・調査	講座の開設、教材・資料の作成と提供 民間団体への補助金 資料の編集、調査の実施
ネットワーク化	会議の開催 組織化 外部との関係 その他	非核宣言都市会議、国際会議の開催 平和啓発の組織を作る 平和団体訪問の歓迎、加盟や署名 抗議活動

まず広報目的の平和事業として、自治体広報誌への平和啓発記事の掲載、平和記念日にサイレンの吹鳴、黙祷の呼びかけ、懸垂幕や横断幕の掲出、立て看板や宣言塔の設置、公用車に平和啓発ステッカーの添付などがある。自治体が開催・開設するものに、資料の展示、講演会等の開催、記念式の開催、イベントの開催、資料館の開設、記念物の設置、などがある。平和事業として、平和に関する作品の募集や、平和貢献活動の表彰を行う。また地域住民を平和施設に派遣したり、実地見学をさせたりする。支援事業としては、学習機会の提供、資料の編纂・調査、また補助金の交付がある。自治体による平和のためのネットワーク化として、会議の開催、組織化、外部との関係、その他に核実験への抗議活動などがある。

4. 自治体と学校との協同

学校の平和教育は地方自治体の平和啓発事業とその目標において重なる場合があり、平和の尊重など同じものがある。学校の平和教育と、自治体による平和啓発は相互補完的、また協同が可能な活動である。表5の分類を基に、自治体の平和啓発事業において自治体が果たす役割をタイプ（類型）別に示したのが表6である。表6では中欄に各タイプの事業例を記し、右欄に平和事業に対応する学校の役割を記した。

表6 自治体の平和啓発事業と学校との協同

タイプ	自治体による事業の例	学校の役割
① 開催型	講演会、記念式、展示会、イベントの開催。資料館の開設	参加・訪問
② 募集型	平和啓発の作品を募集、入賞作品の表彰	応募
① 派遣型	戦争遺跡や平和施設に派遣、実地見学	選出
② 支援型	啓発資料・記念品の配付、学習機会の提供、記念物の設置	資料の利用

1) 開催型

自治体が「児童生徒」を事業の対象に入れて開催するものがある。それには原爆に関するものが多く、原爆パネル展、移動原爆展、折り鶴コーナー、被爆資料（現物）の展示がある。その他に過去の戦争を扱った開催として、前橋空襲、川崎空襲、東京空襲、鹿児島空襲、沖縄戦、山の手空襲、学童疎開（豊中市）、戦時中の実物資料、シベリア抑留のスケッチ、沖縄戦や戦後復興、ホロコースト（富田林市）などがある。現在の平和問題を扱うものとして、イラクの子どもたちの絵画や白血病と闘う子どもたち（鎌倉市）、「伝えよう～子どもたちの未来のために、大人が今できること（国際協力を通じた平和への活動）」（羽曳野市）、基地・フェンスの写真展（那覇市）、などがある。

「児童生徒」を集める集会として、講演会や平和コンサート、平和式典がある。講話・講演会の内容として、被爆体験講話、遺骨収集調査の実情、国際協力（鎌倉市）がある。子どもに参加体験させるものとして、戦時中のすいとん

の試食（国分寺市）、戦時食体験・試食会（枚方市）、また親子戦跡巡り（沖縄県浦添市）もある。平和アニメの上映会（例えば、お母さんの木、ひろしまのエノキ、しらんぷりなど）を行う自治体がある。ユニセフ平和教室（千葉県流山市）や、平和創造展（読谷村）¹³、など特徴的な集会も実施されている。

地方自治体が開設した平和資料館（平和博物館）は、児童生徒の校外研修（修学旅行）の訪問先として重要な役割を果たしている。非核宣言自治体の平和事業として、次の平和資料館の管理運営費が上がっている。水戸市平和記念館、地球市民かながわプラザ（神奈川県）、川崎市平和館、長岡戦災資料館、平和と人権資料館（堺市）、平和記念資料室（吹田市）、枚方市立中央図書館平和資料室（枚方市）¹⁴、福山市人権平和資料館（福山市）、長崎原爆資料館（長崎市）、広島平和記念資料館（広島市）、などである。

2) 募集型

平和啓発作品の募集があることは、学校（教師）にとって、子どもたちに応募の目標を持たせて、平和のための制作を促すきっかけや方法になるといえる。

いくつかの自治体は、コンクールとして児童生徒から平和に関する作品を募集し、入選作品を表彰し展示している。つまり、自治体において、管轄域内の児童生徒を対象として、平和を題材とする作品を募集するコンクールを行っている。例えば、平和へのメッセージ、平和を題材とした作文や書道、平和の絵やポスター¹⁵、などである。いくつかの作品ジャンルを組み合わせる自治体として、平和に関する短歌・俳句・川柳・絵はがき・ポスター（千葉県松

¹³ 読谷村役場の村民ホールで開催。内容は、沖縄県民が異民族支配に対し、基本的人権の獲得と平和な生活の構築に向けた努力（取り組み）を学び、現在、県民（村民）が抱える課題をとらえ、今後の平和創造につなげる機会とする（日本非核宣言自治体協議会 2010）。

¹⁴ 枚方市立中央図書館に、2006年8月に開設した平和資料室で戦争遺物等を常設展示している。

¹⁵ 平和の絵・ポスターコンクールを行っている自治体が多くある。それは、旭川、帯広、札幌、栃木県小山市、高崎市、前橋、新宿区、杉並区、長岡市、甲府市、富士吉田市、松本市、愛知県半田市、宇治市、広島県府中市、広島市、福山市、鹿児島市、沖縄県読谷村、などである。

戸市)、平和に関する川柳・五行歌・絵手紙(藤沢市)、「平和への思い」作品(作文、漫画・イラスト、毛筆の三部門)(高知市)、などがある。こうしたコンクールにおいての優秀作品を市役所などで展示したり、受賞者を広島や長崎に派遣する自治体もある。

平和啓発のために募集する作品は、使用メディアにより三つに分類できる。

①文字使用：メッセージ、作文、短歌、俳句、川柳、五行歌、毛筆。②絵使用：絵、イラスト。③両方使用：ポスター¹⁶、漫画、絵はがき、紙芝居、などである。

全国の学校を対象として平和啓発作品を募集するものとして、1991年より毎年行われている永井隆平和賞(島根県雲南市)がある。これは、愛と平和に関する作文、論文を全国の小・中・高校及び一般から募集し、優秀作品を表彰する事業である¹⁷。他に2009年の単年度の記念事業として、長崎市は「長崎から伝える平和紙芝居コンクール」(全国から募集)を行った¹⁸。

3) 派遣型

児童生徒を対象として平和啓発を目的として派遣事業を行っている。派遣事業の「名称」として、平和訪問団、平和大使、青少年ピースフォーラム(長崎市で開催：表7参照)、中学生派遣(リーダー養成のため)、広島に小中学生の派遣、ピーストレイン寒川(神奈川県寒川町)、小中学生沖縄訪問団、中学生交歓交流事業(沖縄県豊見城市と広島県大竹市)、中学生平和交流団(沖縄県南風原町と宮崎県日向市)、などがある。また親子を対象とする事業として、親子記者派遣や、埼玉県平和資料館へ親子で見学などがある。

¹⁶ 入選ポスターの雰囲気は沖縄のものと、それ以外では異なる。例えば、沖縄県読谷村での戦争のイメージが強いものと、高知市での明るい平和のイメージが強いものとの違いがあるといえよう

¹⁷ 島根県雲南市の非核宣言(「平和を」の都市宣言、2005)には、「雲南市は、『平和を』と『如己愛人』の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります…私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。」と平和賞授賞に結びつく記述がある。

¹⁸ 参考 URL :

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/peace/japanese/kamishibai/index.html>
(2011.9 にアクセス)

表7 長崎ピースフォーラム参加者（2010年度）

	平和学習参加者					引率者 大人	計
	小学生	中学生	高校生	大学生	社会人		
自治体派遣の使節団	40	202	20	5	0	86	353
長崎市平和と友情の翼	0	17	0	0	0	—	17
長崎市青少年ピースボランティア	0	0	74	22	6	—	102
計	40	219	94	37	6	86	472

出典：長崎市原爆資料館被爆継承課「平成22年青少年ピースフォーラム報告書」

平和事業の事業額が大きい市町村では、児童生徒の広島や長崎や沖縄への派遣事業費が多く計上されている場合が多い。「長崎ピースフォーラム」への中学生の派遣事業費の記載が多く見られる。表7に見るように、2010年度には28の市町村（自治体）から長崎ピースフォーラムに353人が参加している¹⁹。それへの自治体からの派遣は、人数が多ければ費用がかさむ平和事業となる。経費の点からも、派遣している自治体は、子どもを対象とする平和啓発に熱心な自治体といえよう。派遣自治体の中には、修学旅行で行くと家庭に費用がかかりすぎる遠方の東日本の自治体が多く含まれており、子どもたちの中から選抜されて、平和大使や使節団として派遣されている。遠方の沖縄からの派遣も多い。神奈川県藤沢市からが最も多い40名が参加している（その他に引率者が8名いる）。他方、受け入れる側の長崎市では、中学生が17名参加し、ボランティアとして長崎市の高校生や大学生も多数参加している。長崎ピースフォーラムでは、開催地の長崎市に、全国から472名にも及ぶ多数の児童生徒や引率者が集まって平和学習を行っている²⁰。

¹⁹ ナガサキピースフォーラムに派遣している自治体は、北海道(札幌市、函館市、旭川市、深川市)、宮城県(登米市、気仙沼市、美里市)、福島県(郡山市)、茨城県(つくば市)、千葉県、(市川市、松戸市、浦安市、千葉市)、東京都(港区、新宿区、品川区、三鷹市)、神奈川県(藤沢市)、愛知県(岩倉市)、岐阜県(美濃加茂市)、京都府(福知山市、宇治田原町)、兵庫県(播磨町)、宮崎県(日向市)、沖縄県(那覇市、宜野湾市、浦添市、石垣市、北谷町、北中城村、中城村)、などの自治体である（出典：長崎市原爆資料館被爆継承課「平成22年青少年ピースフォーラム報告書」）。

²⁰ 長崎市原爆資料館被爆継承課発行「平成22年 青少年ピースフォーラム報告書」

4) 支援型

いくつかの自治体は、学校での平和教育がスムーズに行えるように支援している。社会教育施設の公立図書館では、平和を考える書籍コーナーの設置や、図書などの貸し出しを行っている。例えば、平和反戦図書コーナー（久留米市）、平和文庫（沖縄県北谷村）が設置されている。貸し出し業務として、平和ビデオ、前橋空襲体験証言、平和関係資料の収集と貸し出し（四日市市）がある。

自治体自らが平和教育教材を作成する場合もある。平和副読本として『平和を求めて』（愛知県稲沢市）、開発冊子『平和しましょう』（東大阪市）、平和学習教材『このみち、みんなのみち』（福山市）、平和教育教材の作成（長崎市）、戦争体験証言集『平和への証言』（沖縄県西原町）、平和の語り部 DVD（吹田市）、また学習資料として『学習ワークブック』の作成（広島平和記念資料館）²¹、などがある。

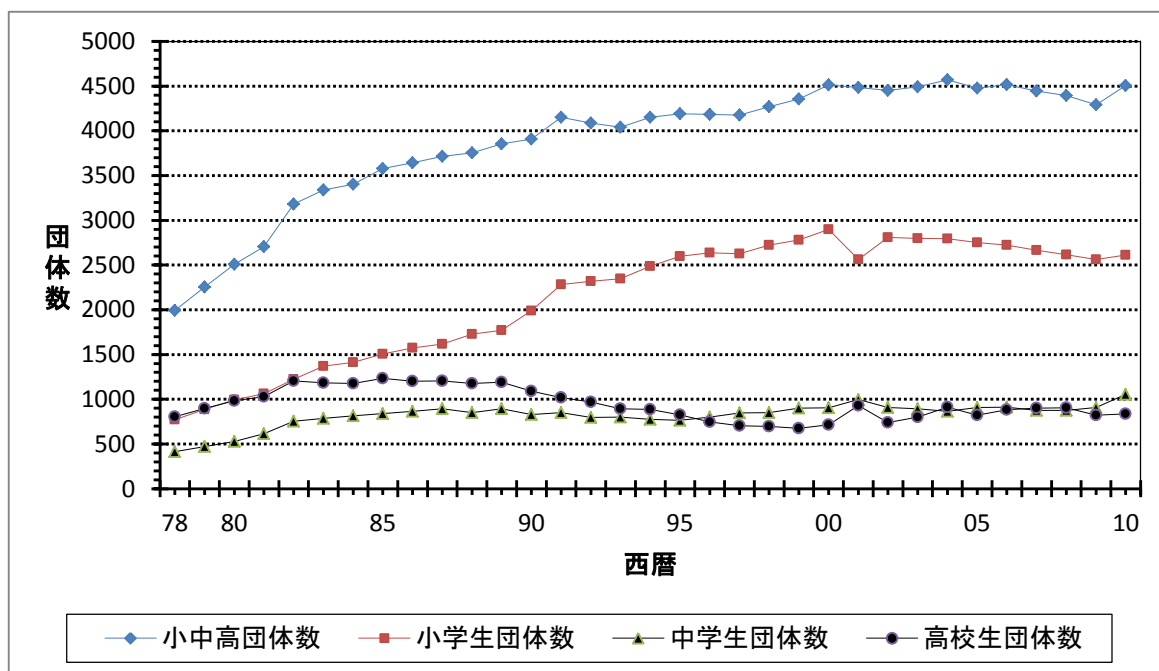
いくつかの地方自治体が管理運営する平和資料館は、学校の平和研修（修学旅行など）への支援の役割を果たしている。例えば、広島平和記念資料館では、被爆体験の継承・伝承として、①修学旅行生へ被爆体験講話等の実施、②原爆展・平和学習用資料の貸出、③ヒロシマピースボランティアによる解説、④学校へのハンドブックやワークブックの事前送付、などで学校の平和教育を支援している²²。

1990年代以降次第に、広島平和記念資料館への小中高等学校の団体入館者数は減っている。団体入館者数が、最も多かった1985年年度の57万人に比べて、2010年度は30万人と約半分に減少している。しかし図4に見るように、1990年代は広島平和記念資料館を訪れる学校団体数（小中高等学校数）はむしろ増えている。つまり、団体入館者数の減少には、一つの団体規模が大きい高校入館者の団体数が減った影響と、少子化による1学校当たりの児童生徒数の減少が影響を及ぼしているものといえよう。

²¹ 平和学習で訪問する学校団体がもらえる「平和学習ハンドブック(A5判)」「平和学習ワークブック(B5判)」を、事前に受け取ることもできる。

²² 広島国際平和推進部（平和推進課）「平和への取組」平成22年（2010年）より。

図4 広島平和記念資料館に修学旅行等で入館した団体数



5. まとめ

非核宣言をしている自治体の数が多く、宣言割合は 85%とかなり高いが、非核宣言自治体協議会に会員として加入している自治体は 17%程度と低い。広島市、長崎市の両自治体が、非核平和啓発施策に果たす役割は圧倒的に大きい。両自治体は、各種平和啓発事業において、資金面でスポンサーとしての役割を果たし、事業内容でも先導的な役割を果たしてきたといえよう。

今回分析した日本非核自治体協議会に加入する自治体の平和事業については、平和事業に熱心な自治体の傾向をいくつか示すことができる。

- ①核宣言などの平和宣言をしている。
- ②宣言よりも拘束力が強い平和条例や法律（広島と長崎）を持っている。
- ③平和基金を持つところは、資金面で予算を立てやすいが、基金を持つ自治体が 2010 年度の平和事業額一覧の上位にあるとは限らない。

- ④平和資料館を開設している。開設に至る経緯が平和運動に協力的であったという過程がある。
- ⑤近隣に非核平和事業に熱心な自治体があり、その影響を受ける。

地方自治体によって、平和事業は内容と規模が大きく異なっているので、地域住民への影響の度合いが異なるといえよう。自治体による平和事業は全国各地で行われている。広島と長崎に限らず、日本各地で多くの自治体が、平和に関する事業を展開していることがわかる。

ただし、平和啓発事業は地方自治体によって実施の状況が異なり、また各自治体が独自に事業計画を立てて多様なものが行われている。日本非核宣言自治体協議会に加入していなくても、「平和事業」を行っている自治体は多くある。その場合、事業目的が非核平和ではなく、国際交流、多文化共生、人権平和などと、重点を置く平和事業の焦点がそれぞれで異なるといえよう。

自治体で行う平和施策は学校教育でも利用や、アイデアを活用できるものも多い。子どもを対象とする平和事業には、開催型、募集型、派遣型、支援型と分けることができた。そうした自治体の平和事業に学校の児童生徒が参加または出席し、あるいは選抜されて訪問する。また、コンクールに児童生徒が応募したり、自治体がつくる平和資料などを学校が利用することもできる。今後は地方自治体での平和啓発と学校での平和教育との協同のあり方をさらに工夫し、連携を深めていくことが有効であるといえよう。

謝辞

本研究は、平成 23 年度～25 年度科学研究費補助金、基盤研究（C）「平和構築の教育における学校と地域社会の協働についての比較社会学的研究」（課題番号：23531119）の研究成果の一部です。

参考文献・資料

池尾靖志 1997「日本の自治体による『平和政策』－現状と課題－」『立命館国

際研究』10-1、May 1997。

池尾靖志「自治体からの平和政策を--安全保障と地域の視点」世界 (821), 91-100,
2011-09。

上杉孝實 2010「人権啓発基本方針づくりの課題」『部落解放研究』No.190
2010.11。

瀧口優、瀧口眞央 2010「地方自治体に見る『平和の文化と非暴力』への意識：
平和の文化をめざす『国際10年』自治体アンケートのまとめより(2009年
度研究助成成果報告)」『研究年報』15、135-143頁。(2010-12-10)。

日本非核宣言自治体協議会 2010「H22年度非核平和事業(会員)」。

法務省・文部科学省編『人権教育・啓発白書』平成23年版。

村上登司文 2009『戦後日本の平和教育の社会学的研究』学術出版会。

「日本非核宣言自治体協議会」のホームページ

URL : <http://www.nucfreejapan.com> (2011.9 にアクセス)。